

特定非営利活動法人ポプラの木定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ポプラの木という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道上川郡美瑛町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいを持つ方々に対して、経済活動支援に関する事業を地域と連携して行い、障がい者の自立、社会参加及び地域振興につなげ、誰もが認め合い、活かし合える地域福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障がい福祉サービス事業
- ② 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- ③ 障害者総合支援法に基づく一般・特定相談支援事業
- ④ 就労支援・職域拡大に関する情報収集及び障がい福祉サービス事業所等への情報提供に関する事業
- ⑤ 人材育成等に関する講演・研修事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を1人、常任理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長及び常任理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者があつた場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 資産の管理の方法

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 佐藤 峰吏

理事 近藤 眞司

同 小林 良輔

監事 樽野 智也

3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年7月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年5月31日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人ポプラの木

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事	佐藤 峰史	[REDACTED]	無
理 事	近藤 眞司	[REDACTED]	無
理 事	小林 良輔	[REDACTED]	無
監 事	樽野 智也	[REDACTED]	無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

障がいの有無などに関わらず、すべての人がその人らしく健康で元気よく暮らせる地域社会を目指し設立することとしました。

「障がい者総合支援法」に基づき、一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、地域社会で健康で元気よく、適正に合った職場への就労等、個々の可能性を活かし、障がいを持ってでも就労し、生活の自立、精神の自立ができる社会にしたいと思っています。

しかし一方では障がい者雇用について、社会のはざまで様々な問題も複雑化している現状があり、より一層就労に対して障がい者への支援が必要になっています。

就労支援を行うことにより、地域の方々に障がい者に対する理解を少しでも増やし、一人でも多くの障がい者の方々に就職して頂き、それぞれの人が安心し、豊かに地域生活が送れるように、社会的理解を深め、地域で共に生きるための懸け橋になるよう社会参加の活動団体として、より活発に社会貢献したいとの趣旨から法人化することを決意した次第です。

2 申請に至るまでの経過

令和3年7月21日 発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、事業計画及び活動予算、設立当初の役員などについての案を審議

令和3年8月28日 設立総会を開催し、発起人より設立の趣旨、定款、事業計画及び活動予算、設立当初の役員などの案を提案し、審議の上決定

令和3年8月30日

特定非営利活動法人ポプラの木
設立代表者 住所又は居所

氏名 佐藤 峰 吏

令和3年度事業計画書

法人成立の日から令和4年5月31日まで

特定非営利活動法人ポプラの木

1 事業実施の方針

設立初年度は、障がい者の方々に対して生産活動就労の機会の提供を行い、知識・能力の向上に向けた支援をすることを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型の対象者に対して生産活動就労の機会の提供を行い、知識・能力の向上に向けた支援を行う。	認証後	美瑛町	3名	美瑛町及びその周辺地域の住民4人程度	3,180
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	予定なし					
障害者総合支援法に基づく一般・特定相談支援企業	予定なし					
就労支援・職域拡大に関する情報収集及び障がい福祉サービス事業所等への情報提供に関する事業	予定なし					
人材育成等に関する講演・研修事業	予定なし					
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	予定なし					

令和4年度事業計画書

令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

特定非営利活動法人ポプラの木

1 事業実施の方針

設立2年目は、障がい者の方々に対して生産活動就労の機会の提供を行い、知識・能力の向上に向けた支援をすることを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型の対象者に対して生産活動就労の機会の提供を行い、知識・能力の向上に向けた支援を行う。	通年	美瑛町	3名	美瑛町及びその周辺地域の住民10人程度	14,807
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	予定なし					
障害者総合支援法に基づく一般・特定相談支援企業	予定なし					
就労支援・職域拡大に関する情報収集及び障がい福祉サービス事業所等への情報提供に関する事業	予定なし					
人材育成等に関する講演・研修事業	予定なし					
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	予定なし					

令和3年度 活動予算書
法人成立の日から令和4年5月31日まで

特定非営利活動法人ポプラの木

科目	金額 (単位:円)	
I 経常収益		
1 受取会費	0	0
2 受取寄附金		
受取寄附金	18,000	18,000
3 受取助成金等		
受取補助金	1,195,040	1,195,040
4 事業収益		
障害福祉サービス事業収益	1,458,000	1,458,000
5 その他収益	0	0
経常収益計		2,671,040
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,620,000	
法定福利費	213,555	
福利厚生費	50,000	
利用者工賃	300,000	
人件費計	2,183,555	
(2) 材料費		
厨房材料費	257,400	
仕入	198,000	
材料費計	455,400	
(3) その他経費		
水道光熱費	182,000	
地代家賃		
通信費	30,000	
保険料	45,000	
燃料費	150,000	
その他雑費	135,000	
その他経費計	542,000	
事業費計		3,180,955
2 管理費		
(1) 人件費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	84,289	
その他経費計	84,289	
管理費計		84,289
経常費用計		3,265,244
当期経常増減額		△594,204
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 支払利息	82,931	
2 法人税、住民税及び事業税	40,000	
経常外費用計		122,931
当期正味財産増減額		△717,135
設立時正味財産額		△717,135
次期繰越正味財産額		△717,135

令和4年度 活動予算書
令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

特定非営利活動法人ポプラの木

科目	金額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	36,000	36,000	
3 受取助成金等			
受取補助金	17,925,600	17,925,600	
4 事業収益			
障害福祉サービス事業収益	5,832,000	5,832,000	
5 その他収益	0	0	
経常収益計			23,793,600
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	6,480,000		
法定福利費	854,220		
福利厚生費	120,000		
利用者工賃	3,000,000		
人件費計	10,454,220		
(2) 材料費			
厨房材料費	1,029,600		
仕入	792,000		
材料費計	1,821,600		
(3) その他経費			
水道光熱費	1,092,000		
地代家賃			
通信費	120,000		
保険料	180,000		
燃料費	600,000		
その他雑費	540,000		
その他経費計	2,532,000		
事業費計		14,807,820	
2 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	573,157		
その他経費計	573,157		
管理費計		573,157	
経常費用計			15,380,977
当期経常増減額			8,412,623
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 支払利息		242,285	
2 法人税、住民税及び事業税		80,000	
経常外費用計			322,285
当期正味財産増減額			8,090,338
前期繰越正味財産額			△717,135
次期繰越正味財産額			7,373,203